

○国立大学法人宮崎大学有期契約職員就業規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年3月30日 平成18年3月30日
平成19年3月30日 平成20年3月31日
平成21年3月30日 平成21年5月29日
平成25年3月28日 平成26年3月28日
平成27年3月26日 平成27年7月23日
平成28年3月25日 平成29年3月23日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「本規則」という。）は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）に勤務する雇用の期間を定めて雇用する職員（以下「有期契約職員」という。）の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規則において「有期契約職員」とは、常時本法人に勤務する教育職員、事務職員、技術職員、技能・労務職員、教務職員、看護職員及び医療職員のうち、雇用の期間を定めて雇用する職員及び特別教員をいう。

2 本規則において「特別教員」とは、雇用の期間を定めて雇用する職員のうち、国立大学法人宮崎大学基本規則第23条第1項第3号に定める者とする。

3 本規則において「諸規則」とは、国立大学法人宮崎大学学内規則等の基準に関する規程及び国立大学法人宮崎大学学内規則等の基準に関する規程実施細則に基づき定められた規則等をいう。

4 有期契約職員のうち大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づく雇用の期間、その他必要な事項については、国立大学法人宮崎大学における任期付き教員の雇用期間に関する規程に定める。

5 前項以外の有期契約職員の範囲及び雇用の期間、その他必要な事項については、別に定める。

6 有期契約職員が雇用期間の定めのない職員となった場合には、雇用期間の定めなくなった日から職員就業規則の適用職員となる。

(権限の委任)

第3条 学長は、本規則に規定する権限の一部を学長が指定する者に委任することができる。

(法令との関係)

第4条 本規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第5条 本法人及び有期契約職員は、それぞれの立場で法令及び諸規則を遵守し、その職務を誠実に遂行しなければならない。

第2章 採用・退職等

第1節 採 用

(採用)

第6条 有期契約職員の採用は、国立大学法人宮崎大学職員採用・退職規程（以下「職員採用・退職規程」という。）に基づく選考による。

(労働条件の明示)

第7条 学長は有期契約職員の採用に際し、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇並びに交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（提出書類）

第8条 有期契約職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本法人の有期契約職員となった者については、その一部を省略することができる。

- (1) 入職誓約書
- (2) 履歴書
- (3) 資格に関する証明書
- (4) 住民票記載事項の証明書
- (5) 扶養親族等に関する書類
- (6) その他学長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに、学長に届け出なければならない。

（試用期間）

第9条 有期契約職員として採用された者には、採用の日から6箇月間の試用期間を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本法人の有期契約職員となった者については、この限りではない。

2 試用期間中に有期契約職員として、あるいは試用期間終了時、正規の有期契約職員とするに学長が不適当と認めたときは、解雇することがある。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

（昇任）

第10条 有期契約職員の昇任については、その有期契約職員の勤務実績等に基づいて職員採用・退職規程の定めるところにより行う。

（降任）

第11条 有期契約職員が次のいずれかに該当するときには、職員採用・退職規程の定めるところにより降任することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 本規則の定めるところによる懲戒処分を受けた場合
- (3) 負傷又は疾病により勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) その他、職務に対する必要な適格性を欠く場合

第3節 異動

（異動等）

第12条 学長は、業務上の必要により有期契約職員に異動（配置転換、転勤）を命じ、又は担当業務以外の業務を行わせることがある。

2 前項に規定する異動等を命ぜられた有期契約職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

（赴任）

第13条 赴任の命令を受けた有期契約職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、定められた期間内に新任地に赴任できない場合は、新任地の上司の承認を得なければならない。

- (1) 住居移転を伴わない赴任の場合 即 日
- (2) 住居移転を伴う赴任の場合 7 日以内

第4節 休職

(休職)

第14条 有期契約職員が次のいずれかに該当するときは、これを休職とする。ただし、学長が定める有期契約職員には適用しない。

- (1) 国立大学法人宮崎大学に勤務する職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「労働時間・休暇等規程」という。）第22条第1項に規定する特定病気休暇が連続して90日を超える場合（同条第3項及び第4項の特定病気休暇が連続しているものとみなす期間及び特定病気休暇を使用した日とみなす日を含む。）
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
 - (3) 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (4) 学校、研究所、病院等の公共施設において、その有期契約職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の有期契約職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 休職の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員休職規程に定める。

(休職の期間等)

- 第15条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間（第2号に掲げる事由による休職の期間を除く。）は、3年を限度として雇用期間の範囲内とする。この場合において、休職の期間が3年若しくは雇用期間の終期に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年若しくは雇用期間の範囲内において、これを更新することができる。
- 2 雇用期間が更新された有期契約職員については、前項に定める雇用期間の終期とあるのは、雇用期間更新後の雇用期間の終期とする。
- 3 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。

(復職)

- 第16条 休職中の有期契約職員の休職事由が消滅したときは、速やかに復職させるものとする。ただし、第14条第1項第1号の規定により休職した有期契約職員については、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り復職させるものとする。この場合、医師について学長が指定することがある。
- 2 休職の期間が満了したときは、復職するものとする。ただし、第18条第1項第4号に該当する場合は、この限りではない。
- 3 前2項の場合は、原則として休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(再休職)

第17条 第14条第1項第1号の規定により休職した有期契約職員が、復職後3月以内に再び同一傷病により休暇を要する場合には、病気休暇期間を経ずに休職とし、前の休職期間と通算する。

第5節 退職及び解雇

(退職)

- 第18条 有期契約職員は、次のいずれかに該当するときは退職とし、有期契約職員としての身分を失う。
- (1) 退職を願い出て学長から承認された場合、又は文書による願い出の提出後30日を経過した場合
 - (2) 雇用期間が満了し、雇用期間が更新されない場合
 - (3) 定年（第20条第2項に定める定年）に達した場合
 - (4) 第15条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
 - (5) 本法人の専任の役員に就任した場合
 - (6) 死亡した場合
 - (7) 30日を超えて生死不明又は所在不明となり、主たる生計を共にする家族が同意した場合
- 2 前項第2号の場合において、学長は、有期契約職員の雇用期間(当該雇用期間を3回以上更新し、又は当初の採用日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該雇用期間を更新しない旨明示されているものを除く。)を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該雇用期間の満了する日の30日前までに通知するものとする。
- 3 前項の規定に基づき雇用期間を更新しない旨の通知を受けた有期契約職員は別紙様式第1号による退職届を提出するものとする。

(自己都合による退職手続)

第19条 有期契約職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。

2 有期契約職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従前の職務に従事しなければならない。

(定年)

第20条 有期契約職員の定年は、年齢60年とする。ただし、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手は年齢65年とする。

2 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3 再就職した者（国立大学法人宮崎大学における役職員の退職管理に関する規程第4条第1項第1号に規定する再就職者をいう。）は、職員又は役員に同項各号に規定する要求又は依頼をしてはならない。

第21条 第2条第3項及び第5項に基づき定められた雇用期間内に前条第2項の定年退職日が到来した有期契約職員は、定年退職日に退職する

(解雇)

第22条 学長は、有期契約職員が次のいずれかに該当するときには、解雇することができる。

(1) 禁固以上の刑に処せられた場合

(2) 勤務実績が著しく不良の場合

(3) 負傷又は疾病により業務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(4) 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(5) 組織の改廃等により、有期契約職員の減員が必要となった場合

(6) 外部資金の受入終了、プロジェクト等の業務の完了等の事由により、従事している業務を終了せざるを得ない場合。ただし、個別の労働契約書により従事する業務の内容を当該プロジェクト等の業務に限定した有期契約職員に限る。

(7) 天災事変その他やむを得ない事情により、本法人の事業継続が不可能となった場合

2 有期契約職員の解雇について必要な事項は、職員採用・退職規程に定める。

(解雇制限)

第23条 本規則の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合（打切補償を支払ったとみなされる場合を含む。）は、この限りではない。

(1) 業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のため休業する期間及びその後日間

(2) 産前産後の女性有期契約職員が、労働時間・休暇等規程第24条別表6第6号及び第7号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第24条 第22条の規定により有期契約職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために、事業の継続が不可能となった場合、又は、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合であって、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りではない。

2 第9条第2項の規定により、試用期間中の有期契約職員を解雇する場合においても前項を準用する。ただし、採用後14日以内の有期契約職員を解雇する場合は、この限りではない。

(退職時等の責務)

第25条 退職した者又は解雇された者は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。

2 退職する者又は解雇される者は、本法人からの貸与物等を返還するとともに、本法人に債務がある場合には、退職の日又は解雇の日までに完済しなければならない。

3 再就職した者（国立大学法人宮崎大学における役職員の退職管理に関する規程第4条第1項第1号に規定する再就職者をいう。）は、職員又は役員に同項各号に規定する要求又は依頼をしてはならない。

(退職時等の証明)

第26条 労基法第22条に定める退職等証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 雇用期間を更新しなかった理由について証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給 与

(給与)

- 第27条 特別教員以外の有期契約職員の給与について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員給与規程に定める。
- 2 特別教員の給与について必要な事項は、別に定める。

第4章 評 価

(勤務実績の評価)

- 第28条 学長は、定期的に有期契約職員の勤務実績の評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講ずるものとする。

第5章 服 務

(誠実義務)

- 第29条 有期契約職員は、職務上の責務を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、上司の指示に従い、本法人の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

- 第30条 有期契約職員は、本規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

- 第31条 有期契約職員は、次に掲げる期間は、職務専念義務を免除される。
- (1) 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
 - (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第12条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
 - (3) 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和、休憩及び休業により勤務しないことを承認された期間
 - (4) 勤務期間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
 - (5) 勤務期間内のレクリエーションへの参加を承認された期間
- 2 職務専念義務免除の承認手続きその他必要な事項については、労働時間・休暇等規程に定める。

(遵守事項)

- 第32条 有期契約職員は、次の事項を守らなければならない。
- (1) 正当な理由なく欠勤するなど勤務を怠らないこと。
 - (2) 職場の内外を問わず、本法人の名誉又は信用を傷つけないこと。
 - (3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
 - (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用しないこと。
 - (5) 本法人の敷地及び施設内（以下「学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
 - (6) 学内で、教育、研究等に多大な影響を及ぼすおそれのある政治的活動、宗教活動、放送、宣伝、集会又は文書画の配付・回覧・掲示その他これに準ずる行為を行わないこと。
 - (7) 許可なく、学内で営利を目的として金品の貸借又は物品の売買を行わないこと。

(職員の倫理)

- 第33条 有期契約職員の職務に係る倫理については、国立大学法人宮崎大学職員倫理規程に定める。

(ハラスメントの防止等)

- 第34条 有期契約職員は、いかなるハラスメント及び人権侵害も行ってはならず、常にこれらの

防止に努めなければならない。

- 2 ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、国立大学法人宮崎大学ハラスメント等の防止・対策に関する指針に基づき、国立大学法人宮崎大学ハラスメント等の防止・対策に関する規程に定める。

(入構禁止又は学外退去)

第35条 学長は、有期契約職員が次のいずれかに該当するときは、学内への入構を禁止し、又は学外へ退去させることがある。

- (1) 職場の風紀秩序を乱し、又はその恐れのある場合
 - (2) 火器、凶器等の危険物を所持している場合
 - (3) 衛生上有害と認められる場合
 - (4) 口蹄疫の発生国から帰国しダウンタイムの期間内にある場合
 - (5) その他、前各号のほか就業に不都合と認められる場合
- 2 前項第1号から第3号若しくは第5号の規定により入構を禁止され、又は学外へ退去させられ勤務しなかった場合は、欠勤として取り扱うものとし、給与は支払わない。

(兼業の制限)

第36条 有期契約職員は、許可を受けた場合でなければ、本務以外の業務に従事してはならない。

- 2 有期契約職員の兼業について必要な事項は、別に定める。

第6章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第37条 有期契約職員の労働時間、休日及び休暇等について必要な事項は、労働時間・休暇等規程に定める。

(育児休業等)

- 第38条 有期契約職員は、3歳に満たない子を養育するため必要があるときは、学長に申し出ることにより育児休業をすることができる。
- 2 育児休業をすることができる有期契約職員の範囲その他必要な事項については、国立大学法人宮崎大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

(介護休業等)

- 第39条 有期契約職員のうち必要がある者は、学長に申し出ることにより介護休業をすることができる。
- 2 介護休業をすることができる有期契約職員の範囲その他必要な事項については、国立大学法人宮崎大学職員の介護休業等に関する規程に定める。

(自己啓発等休業)

- 第39条の2 本規則第2条第3項の適用を受ける職員のうち、職員としての在職期間が2年以上である職員は、大学等における修学又は国際貢献活動のために休業を請求し、学長が業務の運営に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業をすることができる。
- 2 自己啓発等休業について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員自己啓発等休業規程に定める。

(配偶者同行休業)

- 第39条の3 第2条第3項の適用を受ける教員は、学長が業務の運営に支障がないと認めるときは、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために休業（以下「配偶者同行休業」という。）をすることができる。
- 2 配偶者同行休業について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員の配偶者同行休業に関する規程に定める。

第7章 職員研修

(職員研修)

第40条 有期契約職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 学長は、有期契約職員の研修機会の提供に努めるものとする。
- 3 有期契約職員のうち教育職員は、授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 4 有期契約職員のうち教育職員は、学長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。
- 5 研修について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学の職員研修に関する規程に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第41条 学長は、有期契約職員が、次のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為があった場合
 - (2) 業務上、特に顕著な功績があった場合
 - (3) 永年勤続し、勤務実績が良好であった場合
 - (4) その他表彰に値する場合
- 2 有期契約職員の表彰について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員表彰規程に定める。

(懲戒)

第42条 学長は、有期契約職員が、次のいずれかに該当するときは、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合
- (2) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えた場合
- (3) 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
- (4) 重大な経歴詐称をした場合
- (5) 法令、本規則その他本法人の定める諸規則に違反した場合
- (6) 前各号に準ずる行為があった場合

2 有期契約職員の懲戒について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に定める。

(懲戒の種類)

第43条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を一部減額する。ただし、減給額は1事案について平均賃金の1日分の半額、数事案に及ぶ場合も総額は1給与支払期間の給与総額の10分の1を超えないものとする。
- (3) 停職 始末書を提出させるほか、12月間を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 降任 始末書を提出させるほか、現在就いている役職より下位の役職へ就ける。
- (5) 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合は、懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

(訓告等)

第44条 前条に関わる懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又はその者に注意を喚起する文書等により行う。

(損害賠償)

第45条 有期契約職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第9章 安全衛生

(安全及び衛生管理)

第46条 本法人における有期契約職員の安全及び衛生管理について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員安全衛生管理規程に定める。

(妊産婦職員の保護)

第47条 妊娠中又は出産後1年を経過しない有期契約職員（以下「妊産婦有期契約職員」という。）が請求した場合は、時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務をさせてはならない。

2 妊産婦有期契約職員の勤務制限について必要な事項は、労働時間・休暇等規程に定める。

第10章 知的財産

(知的財産等)

第48条 有期契約職員が、本法人において業務として行った発明その他に対する知的財産等の取扱いについては、別に定める。

第11章 出張

(出張)

第49条 有期契約職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張が終了したときは、速やかに、上司に報告書を提出しなければならない。

(旅費)

第50条 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員等旅費規程に定める。

第12章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第51条 有期契約職員の宿舍利用については、国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）及び国家公務員宿舍法施行令（昭和33年政令第341号）の定めるところによる。

2 本学が所管する宿舍について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員宿舍規程に定める。

第13章 共済等

(共済)

第52条 有期契約職員の共済又は社会保険については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）の定めるところによる。

第14章 災害補償

(業務上の災害補償)

第53条 有期契約職員が業務上の災害を被った場合の補償については、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災法」という。）の定めるところによる。

(通勤途上の災害補償)

第54条 有期契約職員が通勤途上に災害を被った場合の給付等については、労災法の定めるところによる。

第15章 退職手当

(退職手当)

第55条 有期契約職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員退職手当規程に定める。

第16章 その他

(無期転換の申込み等)

第56条 有期契約職員のうち、当初の採用日から起算して5年を超えて雇用されたものであって、無期労働契約への転換を希望する者は、当該雇用期間が満了する1か月前までの間に、学長に対

して別紙様式第2号による無期労働契約転換申込書をもって無期労働契約への転換を申し出ることができる。

- 2 学長は前項の申込みがあったときは、必要に応じて事実関係を確認のうえ、すみやかに別紙様式第3号による無期労働契約転換申込み受理通知書を交付するものとする。

(苦情処理)

第57条 労働条件等に関する職員の苦情を迅速かつ公正に処理するために、本法人に苦情処理制度を設ける。

- 2 苦情処理制度に関して必要な事項は別に定める。

(特別教員等の適用除外)

第58条 特別教員及び学長が特に必要があると認める職員の労働条件については、第20条及び第37条の規定にかかわらず、労基法、その他の関係法令に定めるもののほか、個別の労働契約により定めることができるものとする。ただし、雇用期間は、国立大学法人宮崎大学有期契約職員の雇用期間等に関する規程第6条に定める期間の範囲内としなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定により休職の発令がされている職員については、当該発令されていた休職期間を本規則の第15条規定による休職期間に通算されるものとする。
- 3 施行日の前日に宮崎大学における任期付き教員の任期に関する規程又は宮崎大学外国人教員の任期に関する規程に基づき任期を付されて任用されている職員については、本規則により雇用された有期契約職員とみなす。
- 4 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条第1項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第7条又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条の規定により臨時的に任用されている職員については、本規則により雇用された有期契約職員とみなす。
- 5 本規則によるものの他、外国人教師（平成16年3月31日に「外国人教師の取り扱いについて」（昭和44年4月16日付け文部事務次官通知）に基づき在職し、引き続き本法人に外国人教師として在職する者に限る。）の取扱いは、従前の取扱い及び個別の契約によるものとする。
- 6 平成22年4月1日の宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科の設置に伴い、同研究科の担当の教授として在職する者で同研究科が完成する平成26年3月31日までの間に第20条の規定により退職すべきこととなる者については、同条第2項の規定は適用しない。
- 7 前項の規定を適用された者は、平成26年3月31日限りで退職するものとする。
- 8 平成26年4月1日の宮崎大学大学院看護学研究科の設置に伴い、同研究科の担当の教授として採用された者及び同研究科の担当の教授として在職する者で同研究科が完成する平成28年3月31日までの間に第20条の規定により退職すべきこととなる者については、同条第2項の規定は適用しない。
- 9 前項の規定を適用された者は、平成28年3月31日限りで退職するものとする。
- 10 平成28年4月1日の宮崎大学地域資源創成学部の設置に伴い、同学部の教授として在職する者で同学部が完成する平成32年3月31日までの間に第20条の規定により退職すべきこととなる者については、同条第2項の規定は適用しない。
- 11 前項の規定を適用された者は、平成32年3月31日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第10項及び第11項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年7月23日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第18条関係）

退 職 届

国立大学法人宮崎大学長 殿

申出日 平成 年 月 日

所 属

氏 名 印

私は、この度、来る平成 年 月 日をもちまして雇用期間の満了により退職
することを、ここにお届けします。

無期労働契約転換申込書

国立大学法人宮崎大学長 殿

申出日 平成 年 月 日

所 属

氏 名 印

私は、現在の労働契約の有期契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

様式第 3 号（第56条関係）

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

国立大学法人宮崎大学長
○ ○ ○ ○

貴殿から平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書については、受理
しましたので、通知します。